

令和5年度 児童福祉施設指導監査結果(障害児入所施設及び児童発達支援センター)

■ 令和5年度は児童福祉施設のうち、障害児入所施設及び児童発達支援センターに対する指導監査を6件実施しました。

※ 「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容	
1	児童発達支援センター	くれよん	社会福祉法人ならやま会	実地監査	無	
2	児童発達支援センター	仔鹿園	社会福祉法人宝山寺福祉事業団	実地監査	無	
3	児童発達支援センター	しおん	一般社団法人大和伸進会	実地監査	事業所の平面図及び設備の概要について変更が生じているにもかかわらず、その旨を届出していなかった。届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を奈良市障がい福祉課に届け出ること。 【児童福祉法第34条の3】	令和6年1月29日に平面図及び設備の概要についての届け出を行いました。その後、3回に分けて、修正箇所や追加書類を指摘されました。3回目は令和6年3月7日に訂正し、提出しました。
4	児童発達支援センター	東大寺福祉療育病院華の明	社会福祉法人東大寺福祉事業団	実地監査	光明園拠点において、法人全体の業者支払い・給与支払い等を行い、年度末に各拠点と精算を行っており、光明園拠点で拠点区分間繰入支出、他の拠点では拠点区分間繰入収入を計上している。各拠点間の事業経費の立替え、精算について拠点間の会計処理のルール(拠点区分間貸付、借入の処理、月次における資金精算など)を明確にして、適切な会計処理を行うこと。 【社会福祉法人会計基準第2条第2号】	処理を確認したところ、指導内容欄に提案記載があった通り、実際には業者支払や人件費支払いの取引毎に、 事業未払金(A拠点)/拠点区分間借入金(A拠点) 拠点区分間貸付金(光明園)/預金(光明園) のようにBS拠点区分間借入金・貸付金勘定を用いて資金精算する形になっていた。 ただ、これまでその残高を年度末に繰入金収益・費用で消すような仕訳を入れていた。 従来までのこの処理の意図は不明であるが、拠点間の借入貸付残高は正しく保持されるべきなので、この処理は今後行わない。
				社会福祉事業区分資金収支内訳表(第一号第三様式)における各拠点(本部、東大寺福祉療育病院、光明園、華の明)の前期末支払資金残高、当期末支払資金残高と各拠点区分資金収支計算書(第一号第四様式)の前記の支払資金残高が不一致となっている。主な原因として、拠点区分間繰入金収入、拠点区分間繰入金支出が、各拠点区分資金収支計算書に計上されていないためと考えられる。したがって、誤った計算書類が理事会に提出されて承認を受け、監事監査も受けている。当期において計算書類の誤り、計算書類間の不整合がない決算を行うこと。 【社会福祉法人会計基準第17条第2項】	発生原因は、最終の計算書類をシステムから出力する際の内部取引出力条件設定のミスであった。正しく設定すれば整合性のある計算書類が出力されることを確認した。 また、福祉医療機構に送信した現況報告書計算書類については1-3様式と各拠点の1-4様式の整合性が取れていた。 現段階(2024年1月度月次決算時点)で様式1-3と各拠点の様式1-4の整合性は取れていることを確認した。 今年度以降においては、計算書類の各様式の間で整合性が取れていることを確認して年度決算の諸手続きを進めていく。	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者が指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
5	障害児入所施設	東大寺光明園 社会福祉法人 東大寺福祉事業団	実地監査	<p>児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ること。文書による同意が困難な事情が生じた場合は、その旨を記録すること。 【児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第21条第6項準用】</p> <p>児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うこと。モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のないかぎり、面接により行うこと。特段の事情が生じた場合は、その旨を記録すること。 【児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第21条第8項、第9項準用】</p> <p>光明園拠点において、法人全体の業者支払い・給与支払い等を行い、年度末に各拠点と精算を行っており、光明園拠点で拠点区分間繰入支出、他の拠点では拠点区分間繰入収入を計上している。各拠点間の事業経費の立替え、精算について拠点間の会計処理のルール（拠点区分間貸付、借入の処理、月次における資金精算など）を明確にして、適切な会計処理を行うこと。 【社会福祉法人会計基準第2条第2号】</p> <p>社会福祉事業区分資金収支内訳表（第一号第三様式）における各拠点（本部、東大寺福祉療育病院、光明園、華の明）の前期末支払資金残高、当期末支払資金残高と各拠点区分資金収支計算書（第一号第四様式）の前記の支払資金残高が不一致となっている。主な原因として、拠点区分間繰入金収入、拠点区分間繰入金支出が、各拠点区分資金収支計算書に計上されていないためと考えられる。したがって、誤った計算書類が理事会に提出されて承認を受け、監事監査も受けている。当期において計算書類の誤り、計算書類間の不整合がない決算を行うこと。 【社会福祉法人会計基準第17条第2項】</p>	<p>個別支援計画作成に当たり、入所支援計画について障害児・保護者に説明し、おおむね文書による同意を得ているが、保護者の来院が難しく同意が取れない場合の対応手順について、「個別支援計画書類作成マニュアル」「フロー図」等を作成し、令和6年度より改善する予定である。 ※別紙「個別支援計画書類作成の手順マニュアル」「個別支援計画作成フロー図」「個別支援計画書」「モニタリング用紙」参照</p> <p>これまで、個別支援計画とモニタリングの用紙が一体化していたものを、「個別支援計画」と「モニタリング用紙」として別に分けて作成のし直しを行い、令和6年度から使用することにより、改善する予定である。 モニタリングは、現行の面会時や電話での面接を、最低6か月ごとの面接として設定することを運営規程に記載した。また、面接に来ない保護者に対しては、どのような対応を行うかについての「個別支援計画書類作成の手順マニュアル」を作成した。 ※別紙「個別支援計画書類作成の手順マニュアル」参照</p> <p>処理を確認したところ、指導内容欄に提案記載があった通り、実際には業者支払や人件費支払いの取引毎に、 事業未払金(A拠点)/拠点区分間借入金(A拠点) 拠点区分間貸付金(光明園)/預金(光明園) のようにBS拠点区分間借入金・貸付金勘定を用いて資金精算する形になっていた。 ただ、これまでその残高を年度末に繰入金収益・費用で消すような仕訳を入れていた。 従来までのこの処理の意図は不明であるが、拠点間の借入貸付残高は正しく保持されるべきなので、この処理は今後行わない。</p> <p>発生原因は、最終の計算書類をシステムから出力する際の内部取引出力条件設定のミスであった。正しく設定すれば整合性のある計算書類が出力されることを確認した。 また、福祉医療機構に送信した現況報告書計算書類については1-3様式と各拠点の1-4様式の整合性が取れていた。 現段階(2024年1月度月次決算時点)で様式1-3と各拠点の様式1-4の整合性は取れていることを確認した。 今年度以降においては、計算書類の各様式の間で整合性が取れていることを確認して年度決算の諸手続きを進めていく。</p>

※ 「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
6	障害児入所施設	バルツァ・ゴードル	社会福祉法人 バルツァ事業会	実地監査	無	